自由論題「アダム・スミスの制度主義理論」　　　　　静岡大学　田島慶吾

はじめに。

本報告は、スミス『道徳感情論』(TMS)を制度主義理論として理解することを試みるものである。経済学における制度主義は一般に、市場以外の制度的要因（習慣、規範、法など）が、個人の経済的行為を制約ないし形成する立場を言うが、スミスが TMS で同感理論を用いて導出した「徳」とは制度であると理解できる。スミス道徳哲学体系の基本的概念は制度(institution)ではなかったか。というのは、TMS では「道徳性の一般的諸規則(general rules of morality)」は「行為の一般的諸規則(general rules of conduct)」と等値されているからである。徳とは制度であるとの認識がスミスの理論を制度主義理論とした。

１．制度とは何か。

1-1.定義

「制度」とは一般に行為のルールとされるが、本報告では、複数の行為者の明示的または暗黙的な合意に基づいた行為基準(standards of conduct)を意味するものとする。最も抽象的には個人 A と個人 B の間の合意・取り決めは「制度」である。行為基準は行為規則(rules of conduct)と行為規範(norms of conduct)に大別される（Furubotn and Richter, 2000, 140-44, 156-60. Ostrom,1990)。行為規則は、公的、明示的合意（法的または行政的諸規則等）を意味し、行為規範は非公式的、暗黙的合意（習慣、伝統、慣習、倫理等）を意味する。

1-2.社会的行為と社会秩序

諸個人の行為が制度の意味内容によって制御される、つまり、合意の意味内容に従うことにより他者の行為に関連する場合、この行為は集合行為(collective action)または社会的行為(social action)となる。「社会的行為は他の人々の過去や現在の行動の、或いは、未来に予想される行動へと向けられる」（Weber)。社会的行為の総体は社会秩序(social order)と呼ばれる。社会秩序は一種の公共財または集合財（Taylor, 1976, 43-53.Hardin, 1993,19）として理解できる。

1-3.行為基準の執行問題

行為基準の概念には行為基準に従わない行為の可能性が含まれている（反制度的な行為)。行為規準からの逸脱はサンクションにより防止され、制度は「拘束的」なものとなる。行為規則は、それに違反した場合には、強制力によるサンクション（法的または金銭的な）が生じる蓋然性によって外的に保証され、従って、その拘束力は強い。行為規範は、それに反した場合に周囲から否認、批判を受ける蓋然性によって保証され、従って、その拘束力は弱い(Cf. Weber,1978,34)。

1-4. **集合的行為の蓋然性**

制度は拘束的なものであるが、個人の行為が行為の基準に従う程度は様々である。行為の基準に従う程度を「行為の蓋然性」と呼ぶ。1-3.**に述べたことにより、行為規則に従う行為が最も蓋然性が高く、行為規範に従う行為がそれに比して蓋然性が低い。**

２.『道徳感情論』における「制度」

2-1. **「行為の一般的規則**(the general of conduct)

スミスは TMS **において、同感理論により、徳を感情論的に基礎づけた。ところが、スミスは同時に、道徳性の一般的諸規則**(general rules of morality)**を「行為の一般的諸規則」とした。**

It is thus the general rules of morality are founded. They are ultimately founded upon experience of what, in particular instances, our moral faculties, our natural sense of merit and propriety, approve, or disapprove of.　(TMS.III.4.7)
The regard to those general rules of conduct is, what properly called a sense of duty, a principle of the greatest consequence in human life, and the only principle by which the bulk of mankind are capable of directing their actions.　(TMS.III.5.1)

引用文に見られる通り、道徳性の一般的諸規則は行為の一般的諸規則(general rules of conduct)**を意味しており、全ての個人行為が遵守すべき行為の基準であるから、これは定義により「制度」であり、諸個人の行為はこれらの規則を遵守する限り、集合行為となる。従って、**TMS **における同感理論よる徳の導出は、行為基準としての制度の展開であると考えられる。**

2-2. **制度の諸形態**

更に、スミスは TMS **において以下のような制度およびその執行メカニズムを論じた。これらの制度は全て諸個人の利己心の追求を制御するものである。**

1. **「慣行・習慣」と「慣行的同感」―行為の事実上の規則性―**

慣行と習慣について、スミスは『感情論』第五部第二編「道徳諸感情に対する慣習と流行の影響について」で「慣行(custom)」について次のように述べた。「様々な職業と生活状態にある人々が親しんでいる諸対象は非常に様々であり、彼らを非常に様々な情念に慣れさせるので、自然に彼らの中に非常に様々な性格と態度とを形成する」（TMS.V.2.4）。従って、「それぞれ違った情念が彼らにとって慣行的になるのに違いない」（ibid）。スミスはこうした慣行、習慣を遵守するメカニズムを「習慣的省察(habitual reflection)」と呼び、習慣により利己心は一定程度制御されるものであるとした。「行為についての一般的諸規則は習慣的省察(habitual reflection)によって、それらが我々の心の中に定着させられた時には…自愛心の間違った表現を矯正するのに大いに有益である」（TMS.III.4.12）。

2. **「道徳性の一般的諸規則」と「義務の感覚」―行為の規範―**

慣行・習慣が行為の規則性を示すのに対し、スミスは「公平な観察者」概念を用いて、「道徳性の一般的諸規則」「行為の一般的諸規則」を導きだし、「義務の感覚(sense of duty)」(TMS.III.5.1)、「自己是認の感覚(sense of self-approbation)」(TMS.III.6.13)がこれらの諸規則を遵守させるとした。

「自己是認の感覚」は、行為規範の自己執行(self-enforcement of norms of conduct)であり、諸個人に対し拘束的なものである。義務の感覚から発した行為はそれが個人行為であっても、集合行為となる。

3. **「法」と「国家による強制」―行為を強制する規則**

スミスは、「道徳性の一般的諸規則」の中で、正義の徳はそれが、「最大の正確さをもって、それが要求する全ての外面的行為を決定する」(TMS.III.6.10)が故に、「正義の一般的諸規則への顧慮」(TMS.II.ii.2.2)は「最も神聖」であるとし、特権化した。スミスは道徳性の一般的諸規則の中で、特に、「公共社会の力」によって強制可能な「正義の一般的諸規則」「自然的正義の諸規則」を「法(law)」とした。正義の諸法とは、「隣人の生命身体を守る諸法」「隣人の所有権と所有物を守る諸法」「他の人々との約束によって、隣人に帰属するものを守る諸法」(TMS.II.ii.2.2)である。これらの諸規則は強制可能であるから、行為強制的な規則(conduct-forcing rules)と見なすことができる。

4. **「支配・権威関係」と「歓喜への同感」―階層関係―**

　以上、「慣行・慣習」を「行為の事実上の規則性」、「道徳性の一般的諸規則」を「行為に対する規則」、「法」を「行為を強制する規則」として理解できる。スミス更に、「歓喜への同感(sympathy with joy)」(TMS.I.iii.1.1)の概念を導入し、これが権威関係の基礎であるとした。

歓喜への同感とは次のようなものである。

where there is no envy in the case, our propensity to sympathize with joy is much stronger than our propensity to sympathize with sorrow; and that our fellow-feeling for the agreeable emotion approaches much more nearly to the vivacity of what is naturally felt by the persons principally concerned, that than which we conceive for the painful one. (TMS.I.iii.1.5)

スミスはこの歓喜への同感により、「身分」関係(権威関係)を基礎づけた。

Upon this disposition of mankind, to go along with all the passions of the rich and the powerful, is founded the distinction of ranks, and the order of society. (TMS.I.iii.2.3)

スミスは「歓喜への同感」を「諸身分の区別と社会の秩序」への「習慣的顧慮(habitual regard)」(TMS.I.iii.2.4)とすることによって、これを習慣に関係させた。スミスによれば、歓喜への同感は、貧者の富者に対する「妬み」という情念

を制御する。

2-3. **WNへの展開**

WNの経済的世界において「道徳性の一般的諸規則」の内実は、正義と慎遠、具体的には資本家における「節約」、労働者における「勤勉」である。スミスは慎慮について以下のように記している。

In the steadiness of his industry and frugality, in his steadily sacrificing the ease and enjoyment of the present moment for the probable expectation of the still greater ease and enjoyment of a more distant but more lasting period of time, the prudent man is always both supported and rewarded by the entire approbation of the impartial spectator, and of the representative of the impartial spectator, the man within the breast. (TMS.VI.i.11)

更に、利己心の追求は、行為の一般的諸規則を守るべきものとされる。

the pursuit of the objects of private interest, in all common, little and ordinary cases, ought to flow rather from *a regard to the general rules which prescribe such conduct* [italics added], than from any passion for the objects themselves. (TMS.III.6.6)

他方、周知のスミスの文章によれば、「正義の諸法」は遵守されねばならない。

All systems either of preference or of restraint, therefore, being thus completely taken away, the obvious and simple system of natural liberty establishes itself of its own accord. Every man, as long as he does not violate the laws of justice, is left perfectly free to pursue his own interest his own way, and to bring both his industry and capital into competition with those of any other man, or order of men. （WN.IV.ix.51）

1-1.**で展開された行為基準の区別によれば、正義は行為規則に、慎慮は行為規範に該当する。**WN **の経済世界における経済人（資本家と労働者）の行為は、正義の法および慎慮の双方からなる行為規準を遵守している。この区分の意味は、単に行為規則（正義の諸法）に従った行為からは、資本家の「節約」、労働者の「勤勉」は帰結しないという点にある。従って、次のような私的利益の追求の行為の型が考えられる。**

1. **行為規準に従った私的利益の追求＝正義の法＋慎慮＝倹約と勤勉**
2. **行為規則にのみ従った私的利益の追求＝正義の法＋私的利益の追求**

スミスは明らかに第一のタイプの行動類型を考えている。倹約と勤勉とは行為規準に従った場合の集合行為であり、第二タイプの集合行為ではない。

３．制度に従わない行為の蓋然性：道徳感情の腐敗

スミスは更に、個人行為が行為規準から逸脱する可能性を指摘し、これを「道徳感情の腐敗」とした。

3-1. **道徳感情の腐敗**

スミスはいかに「道徳性の一般的諸規則」から人間の行為が逸脱するかを TMS で繰り返し述べ、この「腐敗」の原因を「歓喜への同感」によるものだとした。

This position to admire, almost to worship, the rich and the powerful, and to despise, or, at least, to neglect persons of poor and mean conditions, though necessary both to establish and to maintain the distinction of ranks and the order of the society, is, at the same time, *the great and most universal cause of the corruption of our moral sentiments* [italics added]. (TMS.I.iii.3.2)

これは、「貪欲」「野心」「虚栄」という諸情念に対する「歓喜への同感」が道徳感情を腐敗させるものであるという認識に基づいて行われているのである。

3-2. **行為の蓋然性と「腐敗」**

この道徳感情の腐敗は、「道徳性の一般的諸規則」から諸個人の行為が乖離する事態を論じたものと理解できる。1-3.および 1-4.で論じたように、行為基準の遵守の蓋然性には差異がある。行為規則の拘束力は、行為規範のそれよりも強い。この差異が集合行為の変化を生む。

第一に、スミスは貪欲と野心とが行為規準を逸脱させる可能性のある強い情念であることを認識する。

Avarice over-rates the difference between poverty and riches: ambition, that between a private and a public station: vain-glory, that between obscurity and expensive reputation: (. . .) but none of them can deserve to be pursued with that passionate ardour which drives us to *violate the rule of prudence or of justice* [italics added].(TMS.III.3.31)

同時に他方では、行為規則である正義の法は強い拘束力をもつ。

Men in the inferior and middling stations of life, besides, can never be great enough to be above *the law, which must generally overawe them into some sort of respect for, at least, the more important rules of justice* [italics added]. (TMS.I.iii.3.5)

拘束力の強い行為規則（正義の法）とより弱い拘束力しかもたない行為規範（慎慮）の二つの行為規準に直面した場合、行為は行為規範を逸脱し、行為規則にのみ従う可能性が高い。従って、以下のようになる。

The great mob of mankind are admires and worshipper, and what may be seem more extraordinary, most frequently the disinterested admires and worshippers, of wealth and greatness. ‘ (TMS.I.iii.2) ‘To attain to this envied situation, the candidates for fortune too

abandon the paths of virtue: for unhappily, the road of which leads to the one, and that which leads to the other, lie sometimes in very opposite directions. (TMS.I.iii.3.8)

節約および勤勉という行為規範が失われ、行為規則である正義の法のみが遵守される状態で、利己的な情念である貪欲や野心が追求される事態をスミスは「道徳感情の腐敗」と認識したのある。

この場合の行為類型は次のようになる。

3. **行為規則にのみ従った、私的利益の追求＝正義の法＋歓喜への同感により強められた私的利益の追求**

4. 結論

スミスの制度主義理論とは、個人行為が行為規準を遵守することにより、いかに集合行為となるかを把握し、更に個人行為がいかに行為規準から乖離するかをも明らかにするものである。スミスは様々な制度が諸個人の私的利益の追求を制御するかを論じたのである。

TMS Adam Smith, *The Theory of Moral Sentiments*, Raphael, D. D., and Macfie, A. L. eds. Oxford, Clarendon Press, 1976

WN Adam Smith, *An Inquiry to the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Raphael, D.D., and Macfie, A.L. eds. Oxford, Clarendon Press, 1979

References

Commons, J.R., 1990 [1934]. *Institutional Economics,* 2 vols. Transaction Publisher, New Brunswick.

Furubotn, E., Richter, R., 2000. *Institutions and Economic Theory the Contribution of the New Institutional Economics*, University of Michigan Press, Ann Arbor.

Hardin, R., 1993[1982]. *Collective Action*, the Johns Hopkins University Press, Baltimore.

North, D. C., 1990. *Institutions, Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge University Press, Cambridge.

Ostrom, E., 1990. *Governing the Commons*, Cambridge University Press, Cambridge.

Taylor, M., 1976. *Anarchy and Cooperation*, Cambridge University Press, Cambridge.

Weber, M., 1978. *Economy and Society*, Roth, G., Wittich, C. (Eds.), Person, T. et al. translated. University of California Press, Berkeley, Los Angels, London.